

○家屋敷課税をご存じですか○

地方税法等（第294条第1項）に基づき長柄町に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で長柄町に住所を有していない方には、住民税（町県民税）の均等割（4,000円）が課税されます。これを家屋敷課税といいます。

（固定資産税とは性質が異なります）

※ 家屋敷とは、地方税法上、自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくとも、いつでも自由に居住できる状態である建物をいいます。

○課税の対象

次のA又はBのどちらか全てに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

A	B
長柄町に住民登録がない。	長柄町に住民登録がある。
町県民税が長柄町で課税されていない。	住民登録外居住者として、他市町村から町県民税が課税されている。
長柄町に自分又は家族が住むことを目的とした、自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所又は事業所をもっている。	長柄町に自分又は家族が住むことを目的とした、自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所又は事業所をもっている。

○Q&A

Q：県民税が二重課税になるのでは？

A：県民税の納税義務者の範囲については、原則として市町村民税の納税義務者と一致するものであり、県民税においては、住所を有する市町村以外の市町村に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人は、当該事務所等を有する市町村においてもその市町村ごとに県民税の均等割を納付する義務を負うものです。（地方税法第24条第7項）

◎根拠となる法令

地方税法第294条第1項

市町村民税は第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算金額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。

第1号 市町村内に住所を有する個人

第2号 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

第3号 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

以下略

なお、住民登録地において個人住民税が非課税の場合は同様に非課税となりますので、お手数ですが下記までご連絡ください。